

令和7年 第10回 新富町農業委員会会議録

(令和7年10月28日)

新富町農業委員会

令和7年 第10回新富町農業委員会定例会議録

召集年月日	令和7年10月28日(火)					
召集の場所	新富町役場					
開閉会日時 及び宣言	開会 令和7年 10月28日 午後 2時15分 議長 閉会 令和7年 10月28日 午後 3時01分 議長					
応召集委員 及び出席並 び欠席委員 凡 例 ○ 出席 × 欠席	議席 番号	氏 名	出 欠	議席 番号	氏 名	出 欠
	1番	平下 裕敏	○	9番	長友 保	○
	2番	前田 章男	○	10番	猪俣 忠	○
	3番	山口 弘安	○	11番	中山 真一	○
	4番	芳野 京子	○	12番	仲原 亨	○
	5番	井崎 誠	○	13番	倉永 英生	○
	6番	藤井 貞敏	○	14番	新恵 浩二	○
	7番	太田 茂	×	15番	長友 嘉美	○
	8番	鬼塚 真理子	○	16番	出口 幸一郎	○
会議録署名委員	12番 仲原 亨 委員 13番 倉永英生 委員					
職務のため会議 に出席した者の 職氏名	局長	宮本 信一	○			
	局長補佐	嶋末 剛	○			
	係長	中谷 静江	○			
	主任主事	河野 晃大	○			
会議に付した事件	別紙のとおり					
議事日程	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					
議案写	省略					
傍聴人						

付議した案件

- (1) 農地法第3条の規定による許可申請承認について
- (2) 農地法第4条の規定による許可申請承認について
- (3) 農地法第5条の規定による許可申請承認について
- (4) 農用地利用集積等促進計画案（所有権移転）について
- (5) 農用地利用集積等促進計画案（貸借権設定）について

会議の日程

日程第1

会議録署名委員の指名について

日程第2

会期の決定について

日程第3

議案第44号 農地法第3条の規定による許可申請承認について

議案第45号 農地法第4条の規定による許可申請承認について

議案第46号 農地法第5条の規定による許可申請承認について

議案第47号 農用地利用集積計等促進計画案（所有権移転）について

議案第48号 農用地利用集積計等促進計画案（貸借権設定）について

議長 ただ今から、令和7年第10回新富町農業委員会定例総会を開会いたします。本日の出席者は農業委員7名、農地利用最適化推進委員8名であります。定足数に達していますので総会は成立しております。

議長 9月定例総会以降における業務報告につきましては、お手元に配布のとおりです。ほかに報告事項があれば事務局の説明をお願いします。

事務局 (報告事項を報告)

議長 この件について質問等はないですか。

議長 質問等もないようですので、この件については終わります。

議長 日程第1 会議録署名委員の指名を行います。
会議録署名委員に、12番 仲原 亨委員、13番 倉永英生委員を指名いたします。

議長 日程第2 会期の決定の件を議題といたします。
お諮りします。本定例会の会期は本日1日間としたいと思いますが、異議ありませんか。

(異議なし声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日1日間と決定いたしました。

議長 それでは、議事に入りたいと思います。
日程第3 議案第44号「農地法第3条の規定による許可申請承認について」を議題といたします。

議長 その1について、現地調査の報告を含め事務局に説明を求めます。

事務局 その1についてご説明いたします。

譲受人は大字日置■■の■■■■さん、譲渡人は■■■■さん、申請地は大字日置字■■■■の畝 131 m²です。所有権移転の経営規模拡大で、10a あたり ■■■■円で対価額は■■円になります。

次に、現地調査についてご報告いたします。事務局にて現地を確認した結果、そばが作付けされており問題ありませんでした。説明は以上です。

議長 担当委員の補足説明はないですか。

井崎 ありません。

議長 次に、その2について事務局に説明を求めます。

事務局 その2についてご説明いたします。

譲受人は大字上富田■■■■の■■■■さん、譲渡人は■■■■さん、申請地は大字上富田字■■■■及び上富田字■■■■■の田で合計 3,453 m²です。知人間での所有権移転で、10a あたり ■■■■円で対価額は■■■円となります。なお、譲渡人が高齢で管理できなくなり、譲り受けて耕作することです。

次に、現地調査についてご報告いたします。事務局にて現地を確認した結果、稲作が作付けされた跡があり、耕作可能な土地でした。説明は以上です。

議長 担当委員の補足説明はないですか。

倉永 ないです。

議長 次に、その3について事務局に説明を求めます。

事務局 その3についてご説明いたします。

譲受人は大字上富田■■■■の■■■■さん、譲渡人は宮崎市在住の■■■■さん、申請地は大字上富田字■■■■の田で 509 m²です。知人間での所有権移転で、10a あたり ■■■円で対価額は■■■円となります。

次に、現地調査についてご報告いたします。事務局にて現地を確認した結果、大根等が作付けされており、問題ない土地でした。説明は以上です。

議長 担当委員の補足説明はないですか。

倉永 ないです。

議長 次に、その 4 について事務局に説明を求めます。

事務局 その 4 についてご説明いたします。

譲受人は大字新田■■■■■■■の■■■■■■さん、譲渡人は■■■さんで、申請地は大字新田字■■■■及び■■■の畝で合計 7,577 m²です。譲受人の■■さん気が現在の果樹の作付けを引継ぎ、公務員との兼業で営農し、退職後は専業農家として営農する予定とのことです。

次に、現地調査についてご報告いたします。事務局にて現地を確認した結果、柿やみかんが作付けしており、問題ありませんでした。説明は以上です。

議長 担当委員は私ですが、何もありません。

議長 ただ今、議案第 44 号について説明が終わりましたが質問等はないですか。

議長 質問はないですか。

議長 それでは、質問もないようですので採決いたします。

議案第 44 号について、承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員ですので、議案第 44 号については申請どおり承認されました。

議長 次に、議案第 45 号 「農地法第 4 条の規定による許可申請承認について」を議題といたします。

議長 それでは、その 1 について事務局に説明を求めます。

事務局 その 1 についてご説明いたします。

現地調査資料の1ページをご覧ください。申請人は広島県在住の■■■■■さんで、申請地は大字新田字■■■■■及び■■■■で登記地目が畠、現況が宅地の合計452m²になります。場所については■■■■■から北に230mほど進んだ土地です。(航空写真にて説明)申請内容は一般個人住宅となります。2ページの利用計画図をご確認ください。申請理由は議案書記載のとおりで、申請地は周辺が住宅地に囲まれていることから生産性の低い小集団の農地と考えられますので、第2種農地と判断し、許可相当と判断しております。なお、本案件は、申請人が相続により取得した時点から既に宅地等が建設されており追認事例になります。説明は以上です。

議長 それでは、現地調査の報告も兼ねて担当委員の説明をお願いします。

議長 4番 芳野京子委員

芳野 4番芳野が現地調査の報告をいたします。追認案件で既に住宅の駐車場として利用されており、なんら問題ないと思われます。以上です。

議長 それでは、その2について事務局に説明を求めます。

事務局 その2についてご説明いたします。

現地調査資料の3ページをご覧ください。申請人は■■■■■さんで、申請地は大字新田字■■■■■で登記・現況とも畠の117m²になります。場所については、■■■■■から東に100mほど進んだ土地です。(航空写真にて説明)申請内容は進入路で、後ほど出てきますが、5条のその3の隣接地となります。4ページの利用計画図をご確認ください。申請理由は議案書記載のとおりで、申請地は周辺が住宅地に囲まれていることから生産性の低い小集団の農地と考えられますので、第2種農地と判断し、許可相当と判断しております。補足で、■■■が所有者の農地になっており、後ほど説明する5条のその3で息子さんが隣接地に家を建てますが、砂利引きの進入路を作りまして■■■に通じるように4条申請を行います。説明は以上です。

議長 それでは、担当委員から、現地調査の報告をお願いします。

議長 4番 芳野京子委員

芳野 その2について4番芳野が現地調査の報告をいたします。先ほど説明されたように公道から耕作地に通じる道が無く、砂利とかを準備されて通れるような形の準備をされているので、なんら問題ないと思います。

議長 地元委員からは何かありますか。

藤井 ないです。

議長 ただ今、議案第45号について説明が終わりましたがご質問等はないですか。

議長 質問等はないですか。

議長 それでは、質問もないようですので採決いたします。
議案第45号について、承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員ですので、議案第45号については申請どおり承認されました。よって、申請どおり県知事に進達する事といたします。

議長 次に、議案第46号「農地法第5条の規定による許可申請承認について」を議題といたします。

議長 それでは、その1について事務局に説明を求めます。

事務局 その1についてご説明いたします。

現地調査資料の5ページをご覧ください。譲受人は■■■■さん、譲渡人は■■■■さんです。申請地は大字日置字■■■■■■及び■■■■で、登記地目及び現況が畠の合計564m²になります。場所については、■■■■地区集会所から南東に150mほど進んだ土地になります。(航空写真にて説明)申請内容は一般個人住宅建築及び進入路となります。この案件は、8月総会で審議しました案件の残りの1筆の土地と3筆共有の進入路となります。6ページの利用計画図をご確認ください。申請理由は議案書記載のとおりで、申請地は都市計画区域内の準工業地域に指定されているため、第3種農地と判断し、許可相当と判断

いたしました。説明は以上です。

議長 それでは、現地調査の報告も兼ねて担当委員のお願いします。

議長 5番 井崎 誠委員

井崎 先程の説明がありましたとおり、8月の時点で今の場所の奥の区画が現在埋め立てられており、奥に通じている道路も排水路がついておりその排水に流すように計画されていますので、住宅を建ててもなんら問題ないと思います。以上です。

議長 次に、その2について事務局に説明を求めます。

事務局 その2についてご説明いたします。

現地調査資料の7ページをご覧ください。譲受人は■■■■さん、譲渡人は■■■■さんです。申請地は大字新田字■■■■■、■■■■■、■■■■■で登記が畠で現況が宅地の4筆合計318m²です。場所については、消防第■■機庫から北に50mほど進んだ土地になります。（航空写真にて説明）8ページの利用計画図をご確認ください。申請内容は住宅敷地の拡張になります。申請理由は議案書記載のとおりで、申請地は周辺が住宅地に囲まれていることから生産性の低い小集団の農地と考えられますので、第2種農地と判断しており許可相当と判断しております。なお、本案件は既に住宅等が建設されており追認事例になります。説明は以上です。

議長 それでは、現地調査の報告も兼ねて担当委員からお願いします。

議長 14番 新恵浩二委員

新恵 14番新恵が現地調査の報告をいたします。現地は既に住宅が建ってしまわれていて、追認案件ということで排水も自然浸透ということでなんら問題ないと思われます。以上です。

議長 次に、その3について事務局に説明を求めます。

事務局 その3についてご説明いたします。

現地調査資料の9ページをご覧ください。譲受人は■■■■さん、譲

渡人は■■■■■さんです。親子関係になります。申請地は大字新田字■■■■■で登記現況共に畠で 141 m²です。場所については、■■■■■から東に 100mほど進んだ土地になります。(航空写真にて説明) 申請内容は進入路となります。10 ページの利用計画図をご確認ください。申請理由は議案書記載のとおりで、申請地は周辺が住宅地に囲まれていることから生産性の低い小集団の農地と考えられますので、第2種農地と判断し、許可相当と判断しております。説明は以上です。

議長 それでは、担当委員から、現地調査の報告をお願いします。

議長 4番 芳野京子委員

芳野 4番芳野が現地調査の報告をいたします。住宅地でもあり、排水も公道の方に整備されているので、なんら問題ないと見ました。以上です。

議長 地元委員から何かありますか。

藤井 ないです。

議長 それでは、その4について、事務局に説明を求めます。

事務局 その4についてご説明いたします。

議長 それでは、担当委員から、現地調査の報告をお願いします。

議長 15 番 長友嘉美委員

長友嘉 15番長友が現地調査の報告をいたします。この土地は田んぼで低いんですけど、盛土をして資材置場兼駐車場という形をとるということです。そして下の方には、調整池を設けて一気に水が川の方に流れ出ないように対策をするそうですので、なんら問題はないかと思われます。

議長 地元委員から何かありますか。

倉永 ないです。

議長 次に、その5について事務局に説明を求めます。

事務局 その5についてご説明いたします。

議長 それでは、地元委員も兼ねて現地調査の報告をお願いします。

15 番 長友嘉美委員

長友嘉 15 番長友が現地調査の報告をいたします。こちらも道路よりだいぶん低いんですけど盛土をしまして、駐車場等にすることですけど、大型車とか重量物を運ぶ車を取るもんで、当分の間は寝かせるということでした。そして排水の方は奥の線路に排水溝があるということですのでなんら問題がないかと思われます。以上です。

議長 ただ今、議案第46号について説明が終わりましたが、質問等はないですか。

議長 質問はないですか。

議長 それでは、質問もないようですので採決いたします。
議案第 46 号について、承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員ですので、議案第 46 号については申請どおり承認されました。よって、申請どおり県知事に進達する事といたします。なお、申請番号 4 番 5 番は 3,000 m²を超えているため、常設審議委員会に諮問のうえ進達いたします。

議長 次に、議案第 47 号「農用地利用集積等促進計画案（所有権移転）について」を議題といたします。

議長 それでは、その 1 の所有権移転について関係委員の説明を求めます。

2 番 前田章男委員

前田 2 番前田が説明いたします。譲渡人が大字下富田■■■■■の■■■■■さん、買受申出者が■■■さんです。所在が下富田■■■■■の田で 1,889 m²、対価額が■■■■円となっております。10a あたり■■■円となっています。こちら長友嘉美委員とのあっせんになっております。以上です。

議長 次に、その 2 の所有権移転について関係委員の説明を求めます。

2 番 前田章男委員

前田 2 番前田が引き続き申請番号 2 番について説明いたします。譲渡人が■■■■さん、買受申出者が■■■■さん。10a あたり■■■円です。所在が下富田の■■■■■■の 847 m²と下富田■■■■の面積が 2,003 m²の 2 筆 2,850 m²で■■■■円と■■■■円となっております。経営規模拡大です。こちらが長友嘉美委員との共同あっせんです。

議長 次に、その 3 の所有権移転について関係委員の説明を求めます。

6 番 藤井貞敏委員

藤井 6 番藤井が申請番号 3 番について説明いたします。譲渡人は■■■

■さん、買受申出者が■■■■さんです。所在地が新田■■■■■と■■■■の2筆で 1,912 m²になります。10 a あたり ■■■■円で買い手の金額になります。長友保委員との共同あっせんです。以上です。

議長 次に、その4の所有権移転について関係委員の説明を求めます。

5番 井崎 誠委員

議長 ただ今、議案第47号について説明が終わりましたが質問等はないですか。

議長 質問はないですか。

議長 それでは、質問もないようですので採決いたします。
議案第47号について承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員ですので、議案第47号については承認されました。

議長 次に、議案第48号「農用地利用集積等促進計画案（貸借権設定）について」を議題といたします。提案理由について事務局の説明を求めます。

事務局 提案理由についてご説明いたします。議案第48号農用地利用集積等促進計画案につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを農地中間管理機構に対して要請するために議案として上程するものでございます。以上です。

議長 それでは、その 1 からその 226 まで一括して事務局に説明を求めま

す。

事務局 議案第 48 号についてご説明いたします。
農地中間管理事業の大和地区、江梅瀬地区、溜水地区案件で、賃貸借
が 71 件、使用貸借 155 件の計 226 件になります。以上、説明とします。

議長 ただ今、議案第 48 号について説明が終わりましたが質問等はないで
すか。

議長 質問はないですか。

議長 それでは、質問もないようですので採決いたします。
議案第 48 号について承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員ですので、議案第 48 号については承認されました。

議長 以上で、令和 7 年 10 月 28 日開会の第 10 回新富町農業委員会定例総
会に付議されました案件は、全て審議終了しました。これをもって閉会
いたします。お疲れ様でした。

令和 7 年 月 日

会長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____